

令和6年度 琴浦町一般廃棄物処理計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度琴浦町一般廃棄物処理計画を定める。また、町民が健康で文化的な生活を営む為、公衆衛生の保全及び向上に努め適正に収集運搬、処理を行うものとする。

2. 一般廃棄物処理基本事項

- (1) 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (2) 計画処理区域 琴浦町全域
- (3) 計画区域内の人口 16,012人（令和6年3月31日時点）
- (4) 計画対象の廃棄物 計画処理区域内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系一般廃棄物」と事業活動によって排出される「事業系一般廃棄物」とする。

3. 一般廃棄物の排出状況（令和5年度一般廃棄物排出量及び前年度対比）

- (1) ごみ（家庭系＋事業系）（搬入先：ほうきりサイクルセンター）

区分	R5排出量	前年度増減量	前年度増減比
可燃ごみ	3,700.98 t	-112.76 t	-2.96%
不燃ごみ	111.88 t	-20.26 t	-15.33%
小型家電	14.14 t	0.63 t	+4.66%
有害ごみ	3.79 t	0.11 t	+2.99%
可燃粗大ごみ	178.51 t	-31.47 t	-14.99%
不燃粗大ごみ	54.27 t	-4.18 t	-7.15%

- (2) 資源ごみ（搬入先：倉吉資源リサイクル事業協同組合）

区分	R5排出量	前年度増減量	前年度増減比
古紙類	28.12 t	-8.21 t	-22.60%
古着・布類	34.47 t	-4.80 t	-12.22%
ペットボトル	29.69 t	1.11 t	+3.88%
発泡・トレイ	5.92 t	-0.10 t	-1.66%

(3) ビン (搬入先: 鳥取県再資源化研究所)

区 分	R 5 排出量	前年度増減量	前年度増減比
ビ ン	87.48 t	-7.15 t	-3.08%

(4) 缶類 (搬入先: 有限会社 東和)

区 分	R 5 排出量	前年度増減量	前年度増減比
缶 類	31.84 t	-3.36 t	-4.58%

(5) し尿・浄化槽及び農業集落排水汚泥 (搬入先: ほうきクリーンセンター)

区 分	R 5 排出量	前年度増減量	前年度増減比
し尿	1,727.35 t	-94.34 t	-5.18%
浄化槽汚泥	788.56 t	-94.45 t	-10.70%
農業集落排水汚泥	1,126.30 t	-139.59 t	-11.03%

4. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成16年琴浦町条例第3条)に基づき、再生資源ごみの回収、分別収集、再利用の推進、一般廃棄物の減量の推進及び適正処理を図る。

①再生資源ごみの回収、分別収集、再利用の推進について

(ア) 町の行う再生資源ごみ委託収集で収集可能な物について「ごみの区分と出し方」「収集日程表」などで周知を図る。

(イ) 資源ごみ回収団体による資源ごみ回収を推進し、紙類、ビン、缶類の再資源化を促進し、紙類等の排出抑制を図る。

②一般廃棄物の減量、適正処理について

(ア) 住民へ再生資源として分別できる物を周知し、可燃ごみ・可燃粗大ごみなどの減量を図る。

(イ) 河川や道路への不法投棄、野焼きを防止する為、広報や不法投棄監視員・各関係機関と連携し、廃棄物の適正処理を行う。

(ウ) ごみの減量化を図るため、ごみの減量や分別の方法について、住民への周知啓発を行う。また、ごみの減量と合わせてごみ処理を安定的に継続していくため、軟質プラスチック等の分別を行う。また、硬質を含むプラスチック全般の一括回収に向けた準備を進めるとともに、生ごみの分別に関する実証実験を行い、新たな分別区分の検討を行う。

(2) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬

①収集区域の範囲 琴浦町内全域

②収集回数 次表のとおり

区 分	収集回数
可燃ごみ	毎週2回(祝日・年始を除く)
不燃ごみ	月1回
使用済み小型家電	回収ボックスから 月2回 ステーション回収 月1回
有害ごみ	年3回
可燃性粗大ごみ	年3回
不燃性粗大ごみ	年3回
ビン	月1回
缶類	月2回
再生資源	月1回

③収集の方法

(ア) 東伯地区の可燃ごみ、琴浦町全域の不燃ごみ、粗大ごみ、びん、缶類、有害ごみは、各集落の集積所において、町の委託業者「有限会社 伊藤清掃」が収集する。

赤碕地区の可燃ごみは、各集落の集積所において、町の委託業者「有限会社 共栄清掃」が収集する。

(イ) 再生資源(紙・布類、牛乳パック、発泡スチロール・トレイ、ペットボトル)は、各集落の集積所において、町の委託業者「倉吉資源リサイクル事業協同組合」が収集する。

(ウ) 使用済み小型家電は、各地区公民館等に設置された回収ボックスから、鳥取中部ふるさと広域連合が収集するとともに、各集落の集積所においては、「有限会社 伊藤清掃」が収集する。

④琴浦町ごみ収集業務委託業者

有限会社 伊藤清掃 東伯郡琴浦町大字下伊勢527-4
(委託期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

有限会社 共栄清掃 東伯郡琴浦町大字赤碕1880-19
(委託期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

倉吉資源リサイクル事業協同組合 倉吉市小田日の宮3
(委託期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(3) 事業系一般廃棄物の収集及び運搬

①収集区域の範囲 琴浦町全域

②収集の方法 事業者自らが運搬するもの以外は、個別方式により、町が許可した一般廃棄物処理業者が収集及び運搬を行う。

③許可業者（令和6年4月1日現在）

許可年度	No.	業者名	住所
R 4	1	トーハク解体(有)	琴浦町徳万 362
	2	べんり屋コギちゃん	倉吉市東昭和町 18
	3	(株)赤碕清掃	琴浦町八幡 174-1
	4	(株)晃進	北栄町国坂 6591
	5	加瀬部 哲哉	大山町門前 1058
	6	(株)新喜建工	倉吉市関金町安歩 40-1
	7	(株)クラエー	倉吉市鴨川町 32-1
R 5	8	北溟産業(有)	倉吉市岡 20-10
	9	流通(株)	倉吉市巖城 997-3
	10	(株)エバークリーン	倉吉市福庭町 1 丁目 288
	11	(有)松井商店	倉吉市広瀬町 1713
	12	(株)小鴨	倉吉市中河原 532-1
	13	(有)オーエヌプランニング	琴浦町逢束 122-5
	14	(株)ふくろう	倉吉市海田西町 2 丁目 138
	15	(同)真太カンパニー	倉吉市福庭 2 丁目 112-2
	16	岸建(株)	倉吉市巖城 1600-14
	17	特定非営利活動法人東伯けんこう	琴浦町徳万 352-4
	18	(有)海老田金属	米子市上福原 1329-13
	19	三光(株)	境港市昭和町 5-17
	20	(株)宮坂商店	倉吉市大谷茶屋 688-2
	21	(株)トラスト	倉吉市八幡町 3314-6
	22	(株)アオキ建設	倉吉市関金町郡家 721-1
	23	(株)楓	倉吉市八屋 197-2
	24	陶山商店	琴浦町赤碕 2530-60
25	桔梗家	倉吉市八屋 192-5	
26	コスモクリーン(有)	倉吉市東町 356-7	
27	(株)ガナパティ・インターナショナル	倉吉市山根 539-1	
R 6	28	(有)中部サービス	倉吉市福庭町 1 丁目 282
	29	(株)木田商店	北栄町江北 450
	30	(株)井木組	琴浦町赤碕 2000-1
	31	(有)やまびこ興業	三朝町三朝 663-1
	32	(有)伊藤清掃	琴浦町下伊勢 527-4
	33	(有)河本建設	倉吉市秋喜 485-1
	34	(株)若松組	琴浦町松谷 5-1
	35	(株)赤碕トランスネット	琴浦町八幡 174-1
	36	(有)共栄清掃	琴浦町赤碕 1880-19

許可 年度	No.	業者名	住所
R 6	37	(株)ジェイ・イー・ティ	北栄町下神 1-1
	38	(株)錦海化成	境港市昭和町 7-3
	39	公益社団法人琴浦町シルバー人材センター	琴浦町下伊勢 196-3
	40	(有)東和	琴浦町逢束 48
	41	(有)広島水産加工	広島県呉市阿賀南 6-2-10

(4) し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の収集及び運搬

①収集区域の範囲 琴浦町内全域

②収集の方法 町の許可業者が戸別収集及び運搬を行う。

③許可業者 株式会社 赤碕清掃 東伯郡琴浦町大字八幡174-1
(許可期間：令和4年8月1日～令和6年7月31日)

(5) 令和6年度一般廃棄物排出見込量（過去5年の実績から算出）

区 分	R 6 排出見込量	前年度増減量	前年度増減比
可燃ごみ	3,580.85 t	-120.13 t	-3.25%
不燃ごみ	112.97 t	1.09 t	+0.97%
小型家電	11.15 t	-2.99 t	-21.15%
有害ごみ	3.90 t	0.11 t	+2.90%
可燃粗大ごみ	183.37 t	4.86 t	+2.72%
不燃粗大ごみ	53.42 t	-0.85 t	-1.57%
古紙類	30.04 t	1.92 t	+6.83%
古着・布類	34.79 t	0.32 t	+0.93%
ペットボトル	30.92 t	1.23 t	+4.14%
発泡・トレー	6.14 t	0.22 t	+3.72%
ビ ン	78.86 t	-8.62 t	-9.85%
缶 類	32.47 t	0.63 t	+1.98%
し尿	1,543.92 t	-182.98 t	-10.60%
浄化槽汚泥	769.01 t	-19.55 t	-2.48%
農業集落排水汚泥	1,177.27 t	50.97 t	+4.53%

5. 中間処理

(1) 搬入先

品目	搬入先
可燃ごみ	鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター
不燃ごみ	
粗大ごみ	
ビン	株式会社 鳥取再資源化研究所
缶類	有限会社 伊藤清掃が分別し、鉄類は有限会社 東和
使用済み小型家電	ほうきりサイクルセンターへ集積
し尿	鳥取中部ふるさと広域連合中部クリーンセンター
浄化槽汚泥	
農業集落排水汚泥	

(2) 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター	
所在地	倉吉市巖城1637-9	
処理方法	焼却施設	全連続燃焼式焼却炉
	粗大ごみ処理施設	回転式破砕機
能力	焼却施設	200 t / 日 (100 t / 日 × 2炉)
	粗大ごみ処理施設	破砕機 45 t / 5時間
公害防止装置	乾式有害ガス除去装置 ろ過式集じん機	
燃焼ガス冷却方式	水噴射式ガス冷却	

(3) びん処理施設の概要

施設名	株式会社 鳥取再資源化研究所
所在地	東伯郡北栄町東園583

(4) 発泡スチロール処理施設の概要

施設名	株式会社 クラエー
所在地	倉吉市鴨川町32-1

(5) し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合 中部クリーンセンター
所在地	倉吉市小田468-1
処理方法	標準脱窒素処理方式＋高度処理 〈高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過＋活性炭吸着）〉
能力	140kL/日 (生し尿：170kL/日＋浄化槽汚泥等：33kL/日)

6. 最終処分

ほうきりサイクルセンターで発生する焼却残渣・不燃系残渣物・主廃、落じん灰以外のものは埋立て処理をする。

(1) 処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合 クリーンランドほうき
所在地	東伯郡北栄町国坂1607-10
能力	埋立面積 : 27,900m ² 埋立容量 : 92,000m ³ 浸出水処理 : 200m ³ /日 (調整槽5,500m ³)